

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たる日は、その
翌日)

目 次

◇ 告 示 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し(税務課)

指定老人訪問看護事業者の指定(医療薬事課)

健康保険法による指定訪問看護事業者の指定(保険課)

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)

土地改良区の役員就任(二件)(農村整備課)

土地改良区の役員就退任(二件)(〃)

保安林の指定の解除予定(二件)(森林保全課)

土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(二件)(都市計画課)

災害危険区域の指定(建築課)

◇ 雑 報 危険物取扱者試験の実施(消防防災課)

告 示

鳥取県告示第二百八十一号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号) 第三百三十九条の三第二項の

規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、告示する。

平成十一年四月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

名称及び代表者の氏名 栄光産業株式会社 代表取締役 山本和男	主たる事務所の所在地 米子市昭和町三八一	指定取消年月日 平成十一年三月三十一日
--------------------------------------	-------------------------	------------------------

鳥取県告示第二百八十二号

老人保健法(昭和五十七年法律第八十号) 第四十六条の五の二第一項の規定に基づき、指定老人訪問看護事業者を指定したので、同法第四十六条の十七の九の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年四月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	老人訪問看護ステーションの名称	所在地	指定年月日
医療法人社団内科小児科山脇医院	岩美郡国府町奥谷一丁目一〇	訪問看護ステーションふたば	岩美郡国府町稲葉丘三丁目三〇三	平成十一年三月三十日

鳥取県告示第二百八十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第四十四条ノ五第二項本文の規定に基づき、同法第四十四条ノ四第一項の規定による指定訪問看護事業者の指定があったものとみなされるものについて、同法第四十四条ノ十二第一号の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年四月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーションの名称	訪問看護ステーションの所在地	指定年月日
医療法人社団内科小児科山脇医院	岩美郡国府町奥谷一丁目一〇	訪問看護ステーションふたば	岩美郡国府町稲葉丘三丁目三〇三	平成十一年三月三十日

鳥取県告示第二百八十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第十号及び第十一号に掲げる書類は、平成十一年六月十三日までの間、鳥取県生活環境部県民生活課において公衆の縦覧に供する。

平成十一年四月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 申請のあった年月日
平成十一年四月十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取環境市民会議
- 三 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
太田 康富
- 四 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市材木町一八一

五 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

鳥取環境市民会議は、主として鳥取県内の生活者に対して、地球環境問題の実情並びに優れた環境対策及びまちづくりに関する情報の収集、提供その他の啓発事業を行い、地球環境の保全及び生活者の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第二百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年四月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

理事 池田 捷昭 東伯郡北条町江北八一〇一

平成十一年三月二十九日就任 任期平成十二年十月二十三日まで

鳥取県告示第二百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年四月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

就任した役員の氏名及び住所

理事 小川 武弥 東伯郡関金町大字関金宿二五二九

平成十一年三月二十八日就任 任期平成十二年二月九日まで

鳥取県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり丹比土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年四月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 山本 設男 八頭郡八東町大字北山二二二

山根 弘己 八頭郡八東町大字用呂七五二

大平 安雄 八頭郡八東町大字用呂一〇四九

大平 実 八頭郡八東町大字用呂四二二一

矢部登貴平 八頭郡八東町大字用呂二二五六

大村 寛昌 八頭郡八東町大字富枝四六〇

山根 隆信 八頭郡八東町大字富枝一二七

大久保昌夫 八頭郡八東町大字富枝二六七

田中 文海 八頭郡八東町大字志谷七四九

小林 勇 八頭郡八東町大字志谷六五七

川尻 晋 八頭郡八東町大字志谷六六一

藤田 晴雄 八頭郡八東町大字中一〇二八

藤田 福男 八頭郡八東町大字中一〇九

森田 一夫 八頭郡八東町大字中二九二

西山 征三 八頭郡八東町大字北山三九〇

監事 坂本 好秋 八頭郡八東町大字中三〇〇

山根 嘉久 八頭郡八東町大字富枝二七七

徳田 幸親 八頭郡八東町大字用呂一二五三

平成十一年三月三十一日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 山本 設男 八頭郡八東町大字北山二二二

西山 征三 八頭郡八東町大字北山三九〇

川尻 晋 八頭郡八東町大字志谷六六一

植田 重政 八頭郡八東町大字志谷七八〇

山根 隆司 八頭郡八東町大字志谷七四三

森田 一夫 八頭郡八東町大字中二九二

坂本 泉 八頭郡八東町大字中二八六

藤田 好弘 八頭郡八東町大字中七一

山根 弘己 八頭郡八東町大字用呂七五二

大平 安雄 八頭郡八東町大字用呂一〇四九

大平 実 八頭郡八東町大字用呂四二二一

大村 寛昌 八頭郡八東町大字富枝四六〇

大村 益康 八頭郡八東町大字富枝一七

山根 隆信 八頭郡八東町大字富枝一二七

矢部登貴平 八頭郡八東町大字用呂二二五六

監事 藤田 福男 八頭郡八東町大字中二七七

徳田 幸親 八頭郡八東町大字用呂一二五三

山根 進 八頭郡八東町大字富枝一一八

平成十一年四月一日就任 任期三年

鳥取県告示第二百八十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大原千町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十一年四月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

退任した役員の氏名及び住所

理事 岡田 毅 西伯郡岸本町番原五五二

平成十一年三月二十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 上田 秀晃 西伯郡岸本町番原三三五

平成十一年四月一日就任 任期平成十三年九月十一日まで

鳥取県告示第二百八十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年四月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字大杉字大谷八〇三の二七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第二百九十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十一年四月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町折渡字吉渡山九一一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百九十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、米子市観音寺土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する

平成十一年四月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	住 所
入江 忠雄	米子市観音寺二〇二
浦上 金一	米子市観音寺一四〇
浦木 松壽	米子市観音寺五二六
浦木 勇夫	米子市観音寺五二七
高田 成之	米子市観音寺三三七
仲田 邦治	米子市観音寺五二一
中山 彪	米子市観音寺二一一
福住 集	米子市車尾五一五―八
前田 琢己	米子市観音寺四五
山根 勲	米子市観音寺三三五
山根 要	米子市観音寺三三一
山根 宏司	米子市観音寺五四一―二
渡部 一正	米子市観音寺二七〇

鳥取県告示第二百九十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、境港市境港西工業団地土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する

平成十一年四月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

氏 名	住 所
又賀 清一	松江市殿町三八三

松本 功	境港市外江町三六五八
井上 博夫	松江市竹矢町一七七一
米田 幸久	境港市外江町三七二五
足立 聡	境港市福定町一〇四
押本 祐次	米子市川崎一―一三
山根 勝美	松江市西浜佐陀町四九五―四
矢田 一郎	境港市外江町三七五四―三

鳥取県告示第二百九十三号

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）第二条第一項の規定により、災害危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課及び鳥取土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十一年四月二十日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 名称

高路地区災害危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十二号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十二号を直線で結んだ線により囲まれた区域

土 地 標 柱

- 鳥取市高路字井ノ口五五―一―三 一号
- 鳥取市高路字村中上分ノ式五〇六 二号
- 鳥取市高路字村中上分九二― 三号

鳥取市高路字村中上分九一〇	四号
鳥取市高路字村中上分九〇八	五号
鳥取市高路字村中上分九〇四	六号
鳥取市高路字村中上分九〇三	七号
鳥取市高路字宮ノ谷ノ壱三二〇	八号
鳥取市高路字村中下分ノ壱四〇一地先水路敷	九号
鳥取市高路字村中下分ノ壱四二二一地先道路敷	十号
鳥取市高路字村中下分ノ壱四三〇一地先道路敷	十一号
鳥取市高路字村中上分ノ貳四七八一八地先河川敷	十二号
二一 名称	
奥細見地区災害危険区域	
2 区域	
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十六号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
土 地	標 柱
鳥取市細見字村土居四九四一	一号
鳥取市細見字小谷六九二一四	二号
鳥取市細見字小谷六九二一二	三号
鳥取市細見字小谷六八八	四号
鳥取市細見字小谷六八八	五号
鳥取市細見字小谷六八二	六号
鳥取市細見字小谷六七六	七号
鳥取市細見字墓谷六七五	八号
鳥取市細見字奥葉ヶ谷四六九	九号
鳥取市細見字墓谷六七二	十号
鳥取市細見字墓谷六七二一	十一号及び十二号
鳥取市細見字桑河原四一四一	十三号

鳥取市細見字村土居四七九一	十四号
鳥取市細見字村土居四八三	十五号
鳥取市細見字村土居四九一	十六号
三一 名称	
勝見地区災害危険区域	
2 区域	
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次に直線で結んだ線及び標柱一号と標柱七号を直線で結んだ線により囲まれた区域	
土 地	標 柱
気高郡気高町大字勝見字村屋敷七一地先道路敷	一号
気高郡気高町大字勝見字家ノ上七二三	二号
気高郡気高町大字勝見字山ノ上七二〇	三号
気高郡気高町大字勝見字山ノ上七一七	四号
気高郡気高町大字勝見字東山崎六六〇一〇地先道路敷	五号
気高郡気高町大字勝見字東山崎六六八一九	六号
気高郡気高町大字勝見字村屋敷五七一一三地先道路敷	七号
雑 報	
消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者試験を次のとおり実施する。	
平成11年4月20日	
財団法人消防試験研究センター理事長 小 山 貞	

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日	時
甲種危険物取扱者試験	平成11年 6月20日(日)	午後 1時15分から
乙種危険物取扱者試験	々	々
丙種危険物取扱者試験	平成11年 6月20日(日)	午前10時15分から

2 試験場

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県立県民文化会館第一会議室 鳥取市尚徳町101-5

鳥取県立県民文化会館第二会議室 鳥取市尚徳町101-5

鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室 倉吉市山根529-2

米子商工会議所大会議室 米子市加茂町二丁目16

米子職業能力開発促進センター大教室 米子市古豊千520

3 受験願書の受付期間

平成11年 4月19日(月)から同月30日(金)まで (郵送による場合は、平成11年 4月30日(金)までの消印のあるもの限り受け付ける。)

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎 8階
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 (持参又は郵送によること。)

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあっては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあっては3,400円、丙種危険物取扱者試験にあっては2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局又は各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部 (電話0857-26-8389) に照会すること。